

琉球大学学術リポジトリ

1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897

THE UNIVERSITY OF CHICAGO LIBRARY

C

C



特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
機審文会管給
総人電厚計
国参調析企
参領移長

総番号(TA) 49606 主管
69年11月1日00時20分 米国 発着
69年11月1日14時46分 本省 精長
外務大臣殿 下田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(ジョンソン次官との会談)

第3458号 特秘 至急

3/日本使一時帰国前の打合せかたがた。ジョンソン国務次官を往訪し。本件につき会談したところ要旨次の通り。

1. 本使よりコミュニケのDRAFTINGは。例のCONTEMPLATEの問題を含み全て解決し。残るは核の問題のみとなつたところ。日本政府はこの問題についてもなるべく早く米側の意向を承知することを希望していると思われるので。本日何らかのINDICATIONをうかがえれば有難い旨述べたところ。ジョンソン次官はこの問題については目下従来申し上げたところ以外に何もつけ加えることがない。大統領はここ数日来本日発表のラテンアメリカ政策の作業にいそがしかつたし。現在は11月3日発表のベトナム政策声明文を自らふでをとつて起草中であり。実際問題として最近はこの本件につき大統領と協議する時間がなかつた次第である。しかし出来れば来週早々よりホワイトハウスで核の問題も含め米政府としての最終方針の

ア参地中東
長北西
参北北保
中参一
参西東洋
西京
近ア参善近
長次総経国
長参質統
参政技二
国一理
参参規
長国参政経科
長情長文
参道内外
一二

外務省

極秘

特

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

協議を開始する段取りとしたい考えであると述べた。
2. 本使より。核問題についての日本側ドラフトはつとに米側に提出済みであるが。米側からは今日まで何らの修正の申入れもまた対案の提出もなかつた次第である。この最終段階に及んで新しいDRAFTINGにとりかからなければならないような事態とはならないよう希望する旨述べたところ。同次官は核の問題につき対案を提出しようとするればどうしても大統領の決裁を経ることを必要とするが。余り前広に決裁をあおぐ訳にも行かなかつた次第である。日本案通りで承認されるかあるいは修正を必要とするか。正直のところ現在では分らないが。もし問題が起り得るとすれば。それはEMERGENCYの場合の核の取扱いについてであろうから。この点につきあらかじめ日本側で心構えをねつて(THINK OVER)おかれてはどうか。いずれにするもなるべく早く(出来れば来週末までに)米側方針の決定を見得るよう取計らい。マイヤー大使を通じて直接大統領の意向をサトウ総理に伝達することが出来れば。と考えている次第であると述べた。
3. 本使より。財政問題についての東京交渉の進展ぶりは満足し得べきものと思う旨述べたところ。ジョンソンも同感の意を表し。本日も財務省側との会議を開いて検討することになっているが。この分でいけば総理訪米の前に大筋

外務省

極秘

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

の妥結を得られるのではないかと期待している旨述べた。
4. ションソンより最近自分のところにも送られてきたが、オキナワ実業家連盟の名においてトウマ氏より160余人の米議員にあて、オキナワ実業家は日本復帰をほつしない旨の手紙がいつせいに送達されたところ。もち論かかる行動により米政府の方針に何らの影響を及ぼすものではないが、ただ米政府が議会方面の説得に最後の努力をつくさんとしているおりにかくの如き手紙が現地からとどくことは、米議会説得の努力を一層手間のかかるものにする点で困きゆうしている旨述べ、オキナワ人はもともとかれらの運命を日米間だけで勝手に決めるとのへん見をいただいているおそれがあるので、これをせ正するためには米側よりもむしろ日本側から日米交渉の進展ぶりにつき現地側に適きブリーフされることとしてはどうかと述べたので、本使よりこの点につき本国政府の注意をうながし、適当な措置がとられるようりん請すべき旨述べておいた。

(3)

—3—